

## 実践的な手術手技向上研修事業 実施団体公募要領

### 1. 総則

本要領は厚生労働省が実践的な手術手技向上研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、実践的な手術手技向上研修事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

### 2. 事業の目的

遺体を使用した手術手技向上のための研修を実施し、広く普及させることにより、医療技術や医療安全の向上を図ることを目的とする。

### 3. 事業内容

実施要綱の3による。

### 4. 事業の実施主体

- ・医学部又は歯学部を有する大学、または、遺体を用いた手術手技研修プログラムの実施や提供ができる医学医術に関する学術団体
- ・大学については原則として下記①～⑥の6ブロックから各1－3大学を採択することとする。

※遺体を使用した手術手技向上のための研修を広く普及させるため、事業実施者の採択については、各ブロックの申請状況、企画書の評価結果等を総合的に判断して行うものとする。

①北海道・東北（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

②関東・信越（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）

③東海・北陸（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

④近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县）

⑤中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

⑥九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

- ・二次公募を実施する場合は、遠隔手術等の先進的な技術を用いた手術手技の研修を実施する大学を採択することとする。

### 5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から2025年3月31日まで

### 6. 研修の実施について

#### (1) 研修について

①開催回数：10回程度

- ②開催期間：原則として 1 日／回
- ③受講者数：20 人程度／回
- ④受講資格：診療に従事する医師・歯科医師
- ⑤講 師：研修科目を教授できる医師等
- ⑥研修内容：日本外科学会・日本解剖学会が示している「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」に沿って、遺体を使用した手術手技の実地修練、遺体の使用に関する留意事項等

## （2）研修実施に係る留意点

- ①研修については、多くの者が受講できるよう期間を分けた複数開催など、受講者への配慮を行うものとする。
- ②受講者の募集にあたっては、当該施設以外の大学や医療機関から医師・歯科医師の参加できるよう広く募集を行うものとする。
- ③受講者の決定にあたっては、実施主体である団体に所属する職員以外の参加について特に配慮して行うものとする。
- ④研修実施後は、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告するものとする。

## 7. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成 12 年 厚生省 労働省 令第 6 号）の規定によるほか「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤設備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

## 8. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- （1）本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- （2）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- （3）日本に拠点を有していること。
- （4）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （5）予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

## 9. 応募方法等

- （1）企画書の作成及び提出

「実践的な手術手技向上研修事業応募申込書」（別紙様式 1）とともに、以下の

項目について具体的に記載した、「実践的な手術手技向上研修事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目（用紙サイズはA4とし、①～⑦の様式は別紙様式1の別紙とする）】

- ①研修の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ②応募大学における研修実施の目的（考え方）及び遺体を使用した手術手技研修実施の実績の有無（ある場合はその内容）
- ③献体受付、遺体管理の体制
- ④本事業に係る研修の実施回数及び時期
- ⑤研修の実施体制
  - ・研修の実施・内容に対する審査・評価体制  
(専門委員会の設置、倫理委員会への諮問等)
  - ・講師・スタッフ等の人員（氏名、所属機関、役職名）
  - ・研修に必要な医療機器等の設備
- ⑥研修内容
  - ・プログラム（担当講師、実習・座学、医科・歯科の各専門領域研修の別も記載のこと）
  - ・研修場所
- ⑦研修の周知方法、受講者の募集方法・選定基準
- ⑧ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定の有無
  - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
  - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
  - ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）
- ⑨研修費の積算（別紙様式2による）

（2）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

- ① 提出期間 2024年4月17日（水）～2024年5月10日（金）※消印有効
- ② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医事係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「実践的な手術手技向上研修事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医事係

TEL：03-5253-1111（内線2568）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分

(正午～午後1時を除く)とする。

③提出書類及び部数

- ア 実践的な手術手技向上研修事業応募申込書・・・・・・・・・・・・ 1部
- イ 実践的な手術手技向上研修事業企画書・・・・・・・・・・・・ 3部
- ウ 団体経歴（概要）、寄附行為等の応募団体の活動が分かる資料・・ 3部
- エ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合は、その通知書（写）
  - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
  - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
  - ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

10. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「実践的な手術手技向上研修事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）